

鳥取地方最低賃金審議会の傍聴にあたっての遵守事項

- 1 傍聴整理番号と同じ番号順に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴ください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、幡、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等の審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類、その他危険なものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 会場内では、鳥取地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 11 風邪症状等がある場合は、咳エチケットやマスクの着用などにご協力をお願いします。（「咳エチケット」とは咳・くしゃみの際に、マスク・ティッシュ・ハンカチ・袖などで口や鼻をおさえることをいいます。）

なお、上記の事項に違反する行為が認められた場合、退場していただくことがあります。